



別図 2



| | |
|---|-----|
| 凡 | 例 |
| — | 新町界 |
| — | 新町界 |

香川県告示第六百三十号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

香川郡直島町字横防三七六五の二から三七六五の四まで、三七六五の六

2 保安林として指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市松原字松西一七四、一八一、字松東四〇一の二、四〇一の二、四〇二

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

三 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市松原字松東四〇一の二、四〇一の二、四〇二、四三〇の二、四三〇の二、

四三二の一、四三二の二、四三三、四三三、四三三、四三三、四三三、字新川一一四

七、一一四八の二から一一四八の四まで、一一五二の二から一一五二の九まで、字川

東一一三四の五四、一一四〇の二、一一四〇の六

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

四 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市津田町津田字江泊三四七五の二、三四七六の三、三五三六の二、三五三九

字猪塚三九六三の二、字董落三九九九の四、字北原二八九三の三三八、二八九三の三

三〇、二八九三の三三三、津田町鶴羽字薬師堂三三〇の二、三三〇の四、三三〇の六、三三

の二、三三二の二、三三二の五、字鷹谷一五三三の三、一五四七の三、小田字釜居谷一の

二、字中西二〇七八の六から二〇七八の九まで、鴨庄字大串四三九〇の四五、四三九

〇の四七、小豆郡内海町吉田字ナグラ乙二九〇の四、乙二九一の五、乙二九三の四、

乙二九四の五、土庄町小江字深山尻六二五の四、六二五の三九、六二五の四四、六一

五の四八、六二五の五三、六二五の六一、大部字東黒山甲七四九の四、甲七四九の五

豊島唐櫃字明神七六四の一五、池田町大字池田字前山一四九一の五、高松市龜水町一

四一四の三五、一四一四の三六、一四一四の三八から一四一四の四〇まで、一四一四

の五九、一四一四の七〇から一四一四の七七まで、香川郡直島町字能見二三九六の三

二、二三九六の三四、字宮ノ浦三七七二の二三、三七七二の二四、字立石三四五八の

二、字京ノ山三三九九の五四、三三九九の五六、三三九九の六三、三三九九の六七、

三三九九の六九、坂出市坂出町字北谷乙三一四の八、乙三一四の九、王越町乃生字西

鼻二二四四、二二四九、三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四三九の一八、乙四三九の一九

大字粟島字不天二四五八の二、二四六一の三、二四六一の三、仁尾町大字仁尾字古江

庚一四一の二、庚一四一の五、字曾保甲一八一の四から甲一八一の六まで、甲一六六

一の一八、字南草木庚九八九の三から庚九八九の三四まで

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

五 解除に係る保安林の所在場所

仲多度郡満濃町大字神野字神野山四五の三八

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

六 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡土庄町肥土山字大野字乙二六五の三、乙二六五の五から乙二六五の七まで、

乙二六六の二、乙二六六の三、乙二六六の五から乙二六六の七まで、乙二六七の三、

乙二六七の四、乙二六九の二、乙二七三の二、乙二七三の三、乙二七五の三、乙二七

六の二、乙二七九の三、乙二七九の四、高松市屋島東町字冷岸一七八四の二、一七

八四の二三、木田郡三木町大字小養字虹ノ滝一八七九の四、一八八〇の七、仲多度郡

琴平町字川西二二六二の七一

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由 指定理由の消滅

香川県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真鍋 武紀

| 廃止年月日 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地 | サービスの種類 |
|------------|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 平成二二、二、二八 | 大西薬局 綾歌郡国分寺町福家甲一八一番地 | 大西 芳子 綾歌郡国分寺町福家甲一八一番地 | 居宅療養管理指導 |
| 平成二四、三、三一 | 長尾町国民健康保険多和診療所 大川郡長尾町多和助光西三五番地一三 | 長尾町 大川郡長尾町多和助光西三五番地一三 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |
| 平成二四、一一、三〇 | エヌ薬局有限公司 善通寺市上吉田町二丁目二番二一、二二号 | エヌ薬局有限公司 善通寺市上吉田町二丁目二番二一、二二号 | 居宅療養管理指導 |
| 平成二五、三、三一 | 加地医院 観音寺市坂本町七丁目八番三五号 | 加地 重博 観音寺市坂本町七丁目八番三五号 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |
| 平成二五、五、三一 | 医療法人社団林泉会 仲多度郡琴平町四五番地 | 医療法人社団林泉会 仲多度郡琴平町四五番地 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |
| 平成二五、六、三〇 | 都崎医院 坂出市加茂町一〇五の二 | 都崎 多美恵 坂出市加茂町一〇五の二 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 |
| 平成二五、九、三〇 | ハロー歯科クリニック さぬき市志度二二一 | 都倉 達生 さぬき市志度二二一四番地二一 | 居宅療養管理指導 |

| | | | |
|-----------|------------------------------|-----------------------------|----------|
| 平成一五、九、三〇 | 丸山歯科医院 さぬき市造田野間田七七三番地一 | 丸山 秀男 さぬき市造田野間田七七三番地一 | 居宅療養管理指導 |
| 平成一五、九、三〇 | ささき歯科医院 木田郡三木町大字井戸二五七九番地六 | 佐々木 浩司 木田郡三木町大字井戸二五七九番地六 | 居宅療養管理指導 |

香川県告示第六百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所において縦覧に供する。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真鍋 武紀

次に掲げる地番の土地及び同地番に介在する道路敷（別図に示す部分に限る。）

| 区域名 | 都市名 | 町名 | 大字 | 字名 | 地番 |
|-------|-----|------|----|----|--|
| 平山（一） | 綾歌郡 | 宇多津町 | | 平山 | 二六七三番、二六七四番一、二六七五番一、二六七六番一、二六七六番二、二六七七番一、二六七七番二、二七八〇番一、二七八一番、二七八二番一、二七八二番二、二七八二番三、二七八二番四、二七八七番、二七八八番、二八九〇番一、二八九〇番二、二八九〇番三、二八九二番、二八九三番一、二八九三番二、二八九三番三、二八九三番四、二八九四番一、二八九四番二、二八九四番三、二八九五番一、二八九五番二、二八九五番三、二八九五番四、二八九五番五、二八九五番六、二八九五番七、二八九五番八、二八九五番九、二八九五番一〇、二八九五番一一、二八九五番一二、二八九五番一三、二八九五番一四、二八九五番一五、二八九五番一六、二八九五番一七、二八九五番一八、二八九五番一九、二八九五番二〇、二八九五番二一、二八九五番二二、二八九五番二三、二八九五番二四、二八九五番二五、二八九五番二六、二八九五番二七、二八九五番二八、二八九五番二九、二八九五番三〇、二八九五番三一、二八九五番三二、二八九五番三三、二八九五番三四、二八九五番三五、二八九五番三六、二八九五番三七、二八九五番三八、二八九五番三九、二八九五番四〇、二八九五番四一、二八九五番四二、二八九五番四三、二八九五番四四、二八九五番四五、二八九五番四六、二八九五番四七、二八九五番四八、二八九五番四九、二八九五番五〇、二八九五番五一、二八九五番五二、二八九五番五三、二八九五番五四、二八九五番五五、二八九五番五六、二八九五番五七、二八九五番五八、二八九五番五九、二八九五番六〇、二八九五番六一、二八九五番六二、二八九五番六三、二八九五番六四、二八九五番六五、二八九五番六六、二八九五番六七、二八九五番六八、二八九五番六九、二八九五番七〇、二八九五番七一、二八九五番七二、二八九五番七三、二八九五番七四、二八九五番七五、二八九五番七六、二八九五番七七、二八九五番七八、二八九五番七九、二八九五番八〇、二八九五番八一、二八九五番八二、二八九五番八三、二八九五番八四、二八九五番八五、二八九五番八六、二八九五番八七、二八九五番八八、二八九五番八九、二八九五番九〇、二八九五番九一、二八九五番九二、二八九五番九三、二八九五番九四、二八九五番九五、二八九五番九六、二八九五番九七、二八九五番九八、二八九五番九九、二八九五番一〇〇 |

(「別図」は、省略し、その図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県坂出土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

香川県公告第六百三十五号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部支部長高橋春樹から次のとおり争議行為を行う旨、平成十五年十月二十七日通知があった。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

香川支部二九九号一 三年四月十八日付要求事項

(一) 臨床衛生検査技師の定年退職者の補充は正規職員で行う事。

(二) 病棟の夜勤体制を三人中夜勤・三人夜勤(現在二人中夜勤・二人夜勤体制の病棟)とすること。

二 日時

平成十五年十一月七日(金曜日)午前零時から本問題完全解決に至るまでの期間

三 場所

香川県丸亀市城東町三丁目三 一、労働福祉事業団香川労災病院において、組合員の

従事する職場の全部又は一部。

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

香川県公告第六百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業(農村総合整備統補助事業八替地区)を行うことについて平成十五年十月二十日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十五年十一月十一日から同

年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業(単独市費補助土地改良事業荒地区)を行うことについて平成十五年十月二十二日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年十一月十八日から同年十二月八日まで縦覧に供する。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、観音寺市圃場整備土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-------|-------|---------------|-----------|
| 理事 | 森川 忠義 | 観音寺市新田町二二三番地一 | 平成一五、五、三一 |
| " | 小山 利幸 | " 五一六番地 | " |
| " | 田井 静雄 | " 一三五番地 | " |
| " | 景山 晃男 | " 六〇六番地 | " |
| " | 石井源四郎 | " 八六四番地 | " |
| " | 藤井 正恒 | " 九〇五番地一 | " |
| " | 森 修 | " 一〇七五番地二 | " |
| " | 安藤 英雄 | " 粟井町二八〇一番地 | " |
| " | 山岡 基員 | " 二〇八〇番地二 | " |

| 役員の種類 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|----------|-------|--------------|----------|
| 理事 | 安藤 保 | 新田町一〇七四番地二 | 平成一五、六、一 |
| | 資延 孝行 | 新田町一〇七四番地二 | |
| | 小野 清隆 | 原町四七五番地 | |
| | 小林 正幸 | 原町四七五番地 | |
| | 二宮 芳治 | 三三一番地 | |
| | 横山 照美 | 一八九番地 | |
| | 高橋 彰 | 二〇二番地 | |
| | 大矢 福一 | 一一六八番地 | |
| | 大矢 進 | 一一六五番地 | |
| | 高畑 春男 | 新田町一五二三番地二 | |
| | 大矢 悟 | 原町八七五番地一 | |
| 監事 | 高津 憲昭 | 新田町六八〇番地 | |
| | 大平 康雅 | 粟井町二六〇二番地一 | |
| | 大矢 和徳 | 原町一一七二番地 | |
| 二 就任した役員 | | | |
| | 業天 巖男 | 観音寺市新田町一一番地一 | |
| | 小山 利幸 | 五一六番地 | |
| | 香川 五郎 | 六三番地一 | |
| | 景山 晃男 | 六〇六番地 | |
| | 石井源四郎 | 八六四番地 | |
| | 藤井 正恒 | 九〇五番地一 | |
| | 森 修 | 一〇七五番地二 | |
| | 安藤 良美 | 粟井町二八二五番地 | |
| | 山岡 基員 | 二〇八〇番地二 | |
| | 安藤 正則 | 二七三〇番地 | |
| | 資延 孝行 | 新田町一〇七四番地二 | |

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 用 途 | 地 積 |
|---------------|------|-----|-----|-----------|
| 綾歌郡綾南町大字陶字向原北 | 四六八六 | 四 田 | 田 | 三六 平方メートル |

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百四十号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川県公告第六百三十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業綾南南部地区（第三工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。
 平成十五年十一月四日

| | | |
|----------|------------|--------|
| 小野 清隆 | 原町四七五番地 | 一二六七番地 |
| 小林 正幸 | 原町四七五番地 | |
| 二宮 敏 | 三三一番地 | |
| 横山 照美 | 一八九番地 | |
| 多賀 義忠 | 九〇七番地 | |
| 大矢 福一 | 一一六八番地 | |
| 大矢 進 | 一一六五番地 | |
| 大平 勉 | 新田町一五〇〇番地 | |
| 大矢 悟 | 原町八七五番地一 | |
| 監事 石井 孝行 | 新田町九二四番地一 | |
| 齋藤 和生 | 粟井町二〇六九番地二 | |
| 大矢 和徳 | 原町一一七二番地 | |

丸亀市飯野町東分字中原一六六番一
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市土器町西二丁目一八〇番地

西丸 英昌

香川県公告第六百四十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、
次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十五年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十五年十一月二十一日(金) 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁本館二階第三会議室

三 被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

丸藤住宅株式会社

蓮井 敏照

高松市木太町一三〇番地三

2 免許証番号

香川県知事(九)第一九〇六号